

市税なんでも Q & A vol.1

市税に関するみなさんの疑問にお答えするため、今号と7月1日号にわたり「市税なんでもQ & A」を掲載します。国民健康保険税や固定資産税の課税の仕組み、納付・徴収の方法など、これまでに市民のみなさんからお寄せいただいた率直な市税の疑問を基にまとめてみました。市ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先

管理収納係	☎⑤ 1 1 3 2
固定資産税係	☎⑤ 1 1 3 3
市民税係	☎⑤ 1 1 3 4
特別滞納整理係	☎⑤ 1 1 3 6

Q4 私は70歳ですが、年金から保険税が引かれていません。どうしてですか？

A 特別徴収の対象となるのは、次の要件をすべて満たす世帯です。

- ①世帯主が国保に加入している世帯で、世帯内の国保被保険者全員が65歳から74歳までの年齢である。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- ③世帯主が介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)の対象である。
- ④世帯主の介護保険料と保険税の合計額が、年金支給額の2分の1を超えない。

特別徴収の対象とならないかたは、今までどおりの納付方法となります。

Q5 4月から社会保険に加入しましたが、4月分の年金から保険税が徴収されていました。どういうことですか？

A 4月に支払われる年金からの保険税の徴収については、2月に市から年金保険者に対して依頼をしています。

年金保険者への依頼後、被保険者のみなさんの事情などで、特別徴収の対象でなくなった場合、市から年金保険者に徴収の中止の依頼を行うこととなりますが、対象から除外する事務にどうしても一定の時間がかかりますので、4月に支払われる年金からの徴収を止めることができませんでした。

過払いとなった保険税について、還付手続きを行いますので、税務課までご相談ください。

Q6 後期高齢者支援金って何ですか？

A 後期高齢者医療制度の創設に伴い、保険税の制度が改正され、これまでの医療保険と介護保険に加え、新たに「後期高齢者支援金」が創設されました。

これは、後期高齢者の医療費の一部を、74歳以下のかたで支援するものです。

Q7 わたしは後期高齢者医療に移行したのに、保険税の納税通知書が送付されてきました。なぜですか？

A 保険税は、世帯主に課税されます。世帯主が後期高齢者医療に移行され、国保の被保険者でなくなった場合であっても、世帯主のかたのお名前が納税通知書が送付されます。

国民健康保険税

Q1 後期高齢者と前期高齢者の違いは？

A 平成20年4月から、75歳以上(65歳以上で一定の障がいがあり、制度に加入されるかたを含む)のかたを対象とした医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されました。この制度は、三重県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市では市民課保険年金係が事務を担当します。

また、65~74歳のかたについては、会社などの退職者が国民健康保険(以下、国保)に大量加入することで生じる保険者間の医療費負担の不均衡を調整する仕組みが創設されました。これを「前期高齢者医療制度」といいます。この制度については、国保や健保組合など従来の制度に加入したままとなりますので、国保加入者のかたは、給付や資格の取得・喪失などについての事務は市民課保険年金係で、国民健康保険税(以下、保険税)の課税や納付については税務課で事務を担当します。

Q2 なぜ、保険税を年金から支払わなければならないの？

A 前期高齢者のかたについては、平成20年4月から、国保加入世帯の世帯主が受給している年金から保険税をお支払いいただく仕組みが創設されました。この仕組みを「特別徴収」といいます。

この仕組みは、被保険者のみなさんが、個別に金融機関などでお支払いいただく手間を省くことと、保険税を確実に納めていただくことで、助け合いの仕組みである国保に加入するほかのかたがたの保険税の負担が増すことのないようにすることを趣旨としています。

また、保険税の徴収に係る行政の余分なコストを省くこともできます。ご理解をよろしくお願い致します。

Q3 「特別徴収仮徴収額通知書」が届きましたが、この金額はどうやって計算されていますか？

A 平成19年度保険税の医療分を基に仮徴収の額を計算しています。税額が確定するまでは、この仮徴収額(4・6・8月の天引き分)でお支払いいただき、みなさんの確定申告書などの資料を基に本算定を行って税額を確定します。確定した税額から仮徴収額を差し引いて、本徴収額(10・12・2月の天引き分)を計算します。

なお、過払いとなった場合には、還付の通知を送付させていただきます。

●●●●●固定資産税●●●●●

Q2 Aさんが所有する土地と家屋をBさんへ売ることになりました。平成19年12月に売買契約を行い、平成20年2月に所有権移転登記を済ませました。年度の途中で資産を売ったとき、平成20年度の固定資産税は、誰が納めることになるのでしょうか？

A 平成20年度の固定資産税はAさんに課税されます。固定資産税は、賦課期日である毎年1月1日現在の登記簿または固定資産課税台帳に記載されている所有者のかたに課税されることになっているからです。

このため、年の途中で売買により所有者でなくなった場合でも、その年の1月1日現在の所有者であるAさんが、その年度の固定資産税を納めることとなります。

なお、不動産の売買契約が行われる際に、固定資産税の一部を買主が負担するという契約がなされる場合もあるようですが、これはあくまでもその売買契約に基づくものであり、固定資産税の課税とは関係ありません。

Q1 固定資産の評価替えとは何でしょうか？

A 評価替えとは、固定資産の価格（評価額）を見直す制度のことを言います。

本来であれば毎年度、その資産の価値に応じて評価替えを行い「適正な時価」を基に課税を行うことが、納税者間の税負担の公平を図ることになります。

しかし、膨大な量の土地、家屋について、その評価を毎年度見直すことは、実務的に不可能であることなどから、原則として3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば3年ごとに固定資産の価格を見直す制度がとられています。この3年に1度の評価替えを行う年度を「基準年度」といい、現在の価格は平成18年度の基準年度の評価替えによるものです。次回の評価替えは、平成21年に行われます。

ただし、土地の価格については、地価の下落があり、3年間評価を据え置くことが適当でないときには、修正が行われるようになっています。

Q3 家屋が年々古くなっていきますが、なぜ税額は下がらないのでしょうか？

A 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものをまったく同じ材料で建てたとき、いくらになるかを求めます。そして、その建物が古くなったために下がった価値を差し引くという考え方です。

こうして求めた評価額は、3年ごとに見直しを行いますが、再建築価格（注1）は建築当時の資材費や労務費ではなく、見直し時点での資材費や労務費で算出することになっています。このとき、建築物価の上昇

分が、経過年数に応じた減価（経年減点補正率 注2）を上回る場合には、前年度の評価額を超えてしまうことがあります。その場合は、前年度の評価額に据え置くこととされています。

このようなことから、家屋の固定資産評価額は、必ずしも年々下がるわけではないのです。

注1…評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

注2…家屋の建築後の年数の経過に応じて通常生じる減価を基礎として定められています。

Q2 わたしは税金を滞納しています。もしこのまま滞納し続けるとどうなりますか？

A 再三の催告にも関わらず納税されない場合は、財産を差し押さえて税金に充てるなど、法的処分を受けることとなります。早めに納税相談をしてください。

Q3 市税を納付したのに督促状がきました。どうなっているの？

A 市税を金融機関などの窓口で納付されてから、市役所で入金確認ができるまでに、銀行の場合は3日程度、ゆうちょ銀行・郵便局の場合は1週間程度を要します。その間に、行き違いで督促状や催告書を送付すると、ご質問のような事例が生じてしまいます。このようなことがないように納期内納付をお願いします。

Q4 口座振替をしています。残高不足により口座から引き落としできなかった場合はどうなりますか？

A 引き落としできなかったかたや、納期内に納付されなかったかたには「督促状兼納付書」（はがきサイズ）を送付しますので、金融機関などで納付してください。なお、再振替は行っていませんのでご了承ください。

●●●●●税金の納付●●●●●

Q1 固定資産税の第1期分（納期限4月30日）67,800円の納付を忘れていました。

今日（6月30日）、金融機関で納付しますが、延滞金はかかりますか？

A 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算されます。

なお、当初1か月は年4.7%（商業手形の基準割引率により変動します）、以後14.6%と年率はかなり高いので、少しでも早く納税することが得策と言えます。

年4.7%の割合の期間 (納期限の翌日から1か月を経過する日まで)	年14.6%の割合の期間
↓	↓
$67,000 \text{円} \times \frac{31 \text{日} \times 0.047 + 30 \text{日} \times 0.146}{365 \text{日}} = 1,000 \text{円}$ <p style="text-align: center;">(1,000円未満の端数切捨て) (100円未満の端数切捨て)</p>	

